

## 第6章 証拠に関するコメント

### はじめに

本稿では、日中両国の民事訴訟法の中でも、証拠に関係する部分に着目して比較し、若干のコメントを付する。中国の民事訴訟法は、1991年第7期全国人民代表大会で採択されたものが2007年に裁判監督手続および執行手続について一部改正がなされた。さらに2012年第11期全国人民代表大会常務委員会において「『中華人民共和國民事訴訟法』の改正に関する決定」が採択されたことにより大幅な改正が加えられ、2013年1月より施行されている<sup>1)</sup>。この一連の中国民事訴訟法の改革では、職権主義から当事者主義への移行が目的の一つに据えられている。この目的は、証拠に関連する規定において最も明確に表れているということが出来る。証拠収集・提出についての責任は、従来の中国民事訴訟の審判方式では裁判官が負っていたが、これを当事者主導へと転換することが、増大する法院の負担軽減のために必要とされており、改革の強い動機となっていたからである<sup>2)</sup>。

2012年に大幅な改正が加えられた中国民事訴訟法では、第6章に証拠に関する基本的事項が定められている。さらに裁判実務の運用については、最高人民法院による「民事訴訟証拠に関する若干の規定」<sup>3)</sup>（以下、証拠規定と略称する）に定めがあり、これが実質的には民事訴訟法の一部としての役割を果たしている。さ

---

1) 中国民事訴訟法の改正の経緯については、白出博之「中国民事訴訟法の改正条文等について(1)」ICD NEWS 53号(2012年)75頁以下に詳しい。

2) 小嶋明美『現代中国の民事裁判』(成文堂・2006年)150頁、王重新「中国民事訴訟の審理構造についての一考察」徳田和幸・田辺誠・山本克己・田原睦夫・中西正編『谷口安平先生古稀祝賀 現代民事司法の諸相』(成文堂・2005年)261頁。

3) 2001年12月21日公布2002年4月1日施行。この規定の紹介および邦訳は、村上幸隆「民事訴訟証拠に関する中国最高人民法院の規定 [1]~[8・完]」国際商事法務30巻11号(2002年)1548頁、同30巻12号1695頁、31巻1号(2003年)72頁、31巻2号234頁、31巻3号371頁、31巻4号521頁、31巻5号674頁、31巻6号836頁を参照した。

らに、2015年1月に最高人民法院によって『中華人民共和國民事訴訟法』適用に関する解釈（以下、民訴解釈と略称する）が公布され、同年2月から施行されている<sup>4)</sup>。この民訴解釈の改正においても、証拠制度の規範化が重要な観点の一つとされていた。

### 一 証拠方法、証拠の証明力について

現行の中国民訴法は、証拠方法を従来の七種類から①当事者の陳述、②書証、③物証、④視聴覚資料、⑤電子データ、⑥証人の証言、⑦鑑定意見、⑧検証記録の八種類と規定しており、日本法に比べて細かく分類している（63条）点が注目される。中国民訴法では、情報技術の進展を受けて、2012年の改正の際に63条5号に「電子データ」が独立した証拠の種類として加えられた。こうした情報媒体について、日本においては新種証拠としてくくり、その証拠調べの方式として文書または準文書として書証の手続によるのか、あるいは検証物として検証の手続によるのかという点について、見解の対立が見られた<sup>5)</sup>。平成8（1996）年に改正された日本の民事訴訟法は、録音テープ等を準文書であると規定したものの、磁気ディスク等については明文の規定を置くことはなされなかった。そのため、その取調べ方法については解釈に委ねられている。現在の日本の民事訴訟においては、磁気ディスク等を録音テープ等と同様に民事訴訟法231条の準文書として、書証の手続で証拠調べをする見解が通説的である。ただし、平成8（1996）年の民事訴訟法改正の前後における新種証拠に関する議論状況を見れば、電子データを証拠の独立した種類として設けた中国民事訴訟法の在り方は、今後の日本法の在り方に参考になる部分があると考えられる。

また、中国民訴法には、自由心証主義を定めた明文の規定はないものの、民訴解釈105条から、基本的には自由心証主義が採用されていると解される。ただし、一部については、証拠の証明力の大小についての証拠規定が存在することか

4) 民訴解釈の改正の経緯や内容については、金日華「中国の民事訴訟法司法解釈の改正」国際商事法務43巻4号（2015年）573頁の他、北浜法律事務所・外国法共同事業中国プロジェクト・チーム「中国民事訴訟法《条文・日中比較・要点解説》[1]～[4]」国際商事法務43巻4号（2015年）504頁、43巻5号698頁、43巻8号1174頁、43巻9号1344頁に詳しい。

5) 門口正人編『民事証拠法大系』（青林書院・2003年）250頁、加藤新太郎「新種証拠と証拠調べの方式」新堂幸司編『講座民事訴訟法⑤証拠』（弘文堂・1983年）224頁。

ら（本書第2編第6章第八節三6(2)）、法定証拠法則によって補完がされている。

## 二 証拠法における当事者主義の実現について

中国民訴法は、当事者が自己の提出する主張について証拠提出責任を負うと規定している（64条1項）。ただし、当事者およびその訴訟代理人が客観的事由により自ら収集することができない証拠または人民法院が事件を審理するために必要と認める証拠については、人民法院が調査・収集しなければならないとする（64条2項）。このうち、「当事者およびその訴訟代理人が客観的原因により自ら収集できない証拠」とは、2015年2月に施行された民訴解釈によれば、①国の関係部門が保存し、当事者およびその訴訟代理人が閲覧や取調べの権利を有さない証拠、②国家秘密、営業秘密または個人のプライバシーにかかわる証拠、③当事者およびその訴訟代理人が客観的原因により自ら収集できないその他の証拠である。また、「人民法院が事件を審理するために必要と認める証拠」とは、証拠規定15条によれば、①国家的利益、社会公共の利益または他人の合法的権利・利益に損害を与える可能性にかかわる事実、②実体紛争とは関係がない手続的事項を指す<sup>6)</sup>。そして、これら以外の場合の法院の事実調査や証拠収集は、当事者による申立てが必要とされている（証拠規定16条）。当事者の申出が認められる要件と手続については、証拠規定17条から22条に規定されている。

これらの規定からは、証拠の提出を原則として当事者の責任とすることにより、当事者主義の強化という理念の下で、職権証拠調べを制限する意図を読み取ることができる。ただし、職権証拠調べは、上記証拠規定15条1号および2号の証拠について制限的にはあるが依然として認められている（本書第2編第6章第七節一1）。このような規定ぶりとなっているのは、中国民事訴訟法が人事訴訟のほか、特別手続としてはあるが、家事事件および非訟事件もその対象領域として含んでいることが理由であると考えられる。すなわち、中国民訴法が通常の財産法的な民事事件に加えて、人事訴訟、家事事件や非訟事件といった公益性の高い手続類型をも対象領域としているため、公益性の高い事件においては職権証拠調べの必要性が高く、これらの手続類型における証拠調べについて柔軟に対応するために、64条2項は証拠についての職権主義と弁論主義が入り混じった

6) 村上・前掲注3) 31巻4号521頁。